

『和訓精要抄』について

要旨

『和訓精要抄』は、資宗王の撰かとも言われる辞書様の内容を持つ小冊で、複数の写本の伝存が知られており、これまで『神代紀』の本文語句の和訓を収録し解釈・語源説を述べたものとされてきた。しかし今般新出の写本では、その掲載項目の具体的な記載内容は『日本書紀』神代巻本文及びその訓読から直接引いたものと考えられる例は一部にとどまり、日本書紀全巻および広く古典籍類から漢字句とその訓読を集めたもの、またはそのようにして成った先行書から抄出したものと考えざるべきであることが明らかになった。このことは本書序文の記述内容からも裏付けられる。

はじめに

『和訓精要抄（鈔）』¹⁾は辞書様の記述体裁を持つ小冊で、いくつかの写本の伝存が知られている。川瀬一馬博士は『増訂古辞書の研究』（昭和三十年・雄松堂出版）「第二篇 鎌倉時代・南北朝」で、

なほ神代紀に見える古語を解釋し、その語源を説明した

ものに資宗王の著かといふ「和訓精要抄」（二冊）があり、寛元以前の作と傳へられてゐるが、これは古語の語源を説く點で、同時代に著された卜部懷賢の釋日本紀や仙覺の萬葉集抄等の内容と相通ずる點があるけれども、或は後の偽書ではないかとの疑問もあるので、茲に附記するにとどめる。

とされ、以後このお考えが広く用いられているようである。³⁾

成立の年代や経緯に疑問が残るとしても、いずれ神祇伯家あ

*1) 杉浦克己

るいは吉田神道にゆかりの深い書とも考えられ、日本書紀、特に神代巻の訓読を考える上では重要な一本と目されることは確かとしなければならぬ。

しかし、今般新出の一写本を一瞥すると、序文の記述には、日本書紀神代巻との直接関係になお疑問の余地があり、また個々の掲載項目の記述を検討すると、直接に日本書紀神代巻の本文語句、あるいはその訓読を引いたとは考え難い例が多く見られ、改めてこの書の性格を検討する必要を感ずるに至った。本稿はこの新出本（以下「本書」と略記する）を主に取り上げてその概要を報告し、記述内容について若干の検討を加え、『和訓精要鈔』の性格の一端についての考察を試みようとするものである。

杉浦 克 己
なお本書は、平成十四・十五年度放送大学特別研究助成による文献調査活動の一環としてその存在が明らかになったものである。

書誌と内容構成の概要

本書は個人蔵の大本の写本一冊で、紙型は縦約二十七・九センチメートル、横約十九・二センチメートル。料紙は楮と思しく、紙数十七。表裏は朽葉色の濃淡刷毛目模様の入った布目地の紙表紙で、本文と同じ料紙が表裏見返しに貼り付けられている。

る。料紙は袋綴様に用いて右辺二箇所を葡萄色の細紐で大和綴りにしている。改装や補綴の跡は見られない。本文料紙の一丁表を遊紙として同裏から書記され、裏表紙見返しまで、計十八丁が墨付きとなる。

二丁表冒頭に「倭訓精要鈔」の内題、表紙左辺上方に直書で「和訓精要抄」の外題がある。また二丁裏右端（書記部分冒頭）および十八丁（裏表紙見返）左端近く（書記部分末尾）に「阿波國文庫」、一丁表（遊紙部分）左辺下方に「不忍文庫」、同右辺上方に「吉田澄蔵」の蔵書印がある。表紙外題の右隣に蔵書票⁴が貼付されている。

本文は序文、奥書、附記も含めて一筆と思しく、墨の他に朱によって訓点⁵が注され、また墨の頭書注記も散見する。本文は辞書様の記述のため文字詰め・行詰めは必ずしも一定しないが、ほぼ全編にわたって、一面十行、一行十四文字を基準として、細書割り書きを併用して書写されている。書写態度、加點態度は概して実直で、誤記の訂正等の跡はほとんど見られない。保存状態も概ね良好である。料紙や装丁、書写の様子から推して、おそらくは江戸時代後期頃の書写と考えるとと思われる⁵。

序文は二件あり、一つは一丁裏（内題の前にあたる）、今一つは二丁表から内題に続いて記されている。内容については後の項で検討・詳述する。

本文は二丁裏中程から始まり、「天象」「時令」「神號」「地理」「所名」「人事」「雜事」の七門に分かつて項目を掲げる。掲載項目は総計百五十五。個々の項目は真仮名書きで見出し語句を掲げ、これに続けて二行細書で見出し語句に対応する漢字句および注釈を記す形である。

十三丁裏五行から奥書が六件記され十六丁表末尾に及ぶ。六件各々の末尾の年記・署名部分を摘記すると、

- ① 建武二年十二月十日 森義清判(十三裏五〜十四裏六)
- ② 應永十年正月 黄門氏房判(十四裏七〜十五裏四)
- ③ 應永十年六奏日 以基(十五裏五〜十五裏七)
- ④ 天文十六年八月十日 神主橋行陰判(十五裏八〜十五裏二)
- ⑤ 天正十二年四月日 北谷二郎中經判(十五裏三〜十五裏七)
- ⑥ 吉房書之(花押)(十五裏八〜十六裏六)

のようなもので、署名の人物の比定になお疑問の残る所もあり、このような点からも、本書を後世の偽作かとも見ることが行われてきたのであろう。

これらを見ると本書は原著以来六回の転写にかかるもので、⑥の年記を欠く奥書が直接の書写者によるものということにな

る。⑥では冒頭で「和訓精要抄者神道之奥儀訓解之妙文也」と本書の性格を述べた後、「北谷作兵衛仲治所持」の本を「二条旅亭」で「不厭艸卒走筆」して書写したものとしている。年記を欠く点にもなお疑問の余地があるが、先述のように紙質などから推してこの書写は江戸時代後期頃と考えるのが穏当と思われる。

また①〜⑥のうち特に①は分量も多く、内容から見ても跋文としての記述も兼ねたものをそのまま書写したもののようである。この部分の内容については、後の序文についての検討で改めて触れたい。

また奥書の後、十六丁裏冒頭に「和語鈔ぬき書」として、見出しに漢字句を掲げ、漢字平仮名交じり文でその訓の起源を添え、訓の類別を記す附記が十一項あって末尾に簡単な漢字仮名交じりの一文を添えて十八丁表(裏表紙見返)に至る。

参考に本書から序文冒頭(二丁裏)、序文末〜本文冒頭(二丁裏)、附記冒頭(十六丁裏)の三面を挿図として掲げる。以下、順を追って序文、本文、附記の内容を検討する。

挿圖一
一丁裏

阿波國文庫

此書者註和訓之右記文也而未知
何人之撰一說卜部兼延所撰云
政仲按此說非也平叙文曰先君伯
三位又鴈訓註云家君如仲公又弓
訓註云先朝者指順德院則恐神祇
伯業資王之撰也乎以祖父寫置之
本政仲猥加朱点頗似狼籍乎

享保十年三月大藏多田政仲判

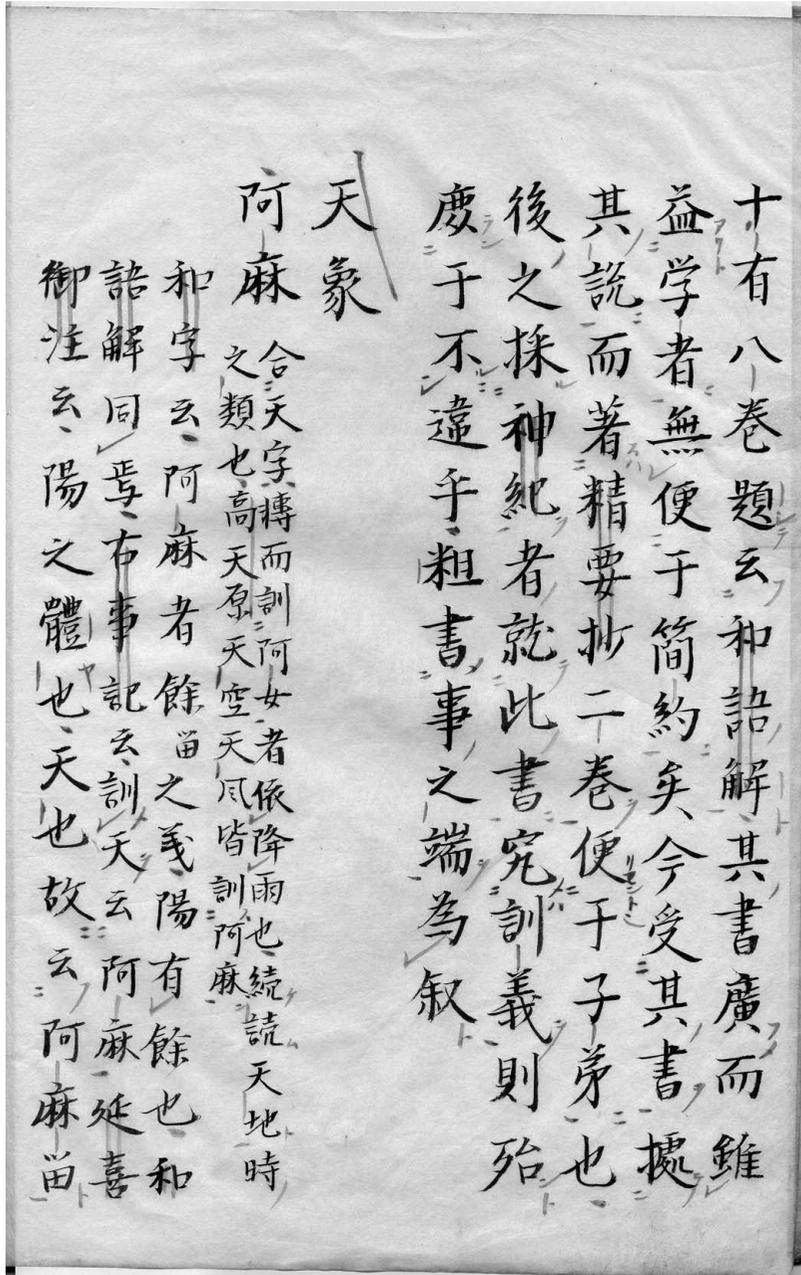
十有八卷題云和語解其書廣而雖
 益學者無便于簡約矣今受其書擬
 其說而著精要抄二卷便于子弟也
 後之採神紀者就此書究訓義則殆
 度于不遠乎粗書事之端為叙

天象

阿麻

合天字轉而訓阿女者依降雨也繞讀天地時
 之類也高天原天空天風皆訓阿麻

和字云阿麻者餘苗之義陽有餘也和
 語解同焉右事記云訓天云阿麻延喜
 御注云陽之體也天也故云阿麻苗



和語鈔ぬき書

◎ 恋

古意也。乃待文。乃古意。と云
題。まゝ。傳り。言。ま。古。式。慕。ふ。の。義
なり。これ。代。傳。く。恋。の。字。の。別。處
今。く。和。列。と。い。ふ。所。に。後。か。や。り。か
を。属。字。列。と。い。ふ。なり。

◎ 君

本身也。神書。今。も。貴。氏。代。本。よ
比。し。一。中。以。代。本。比。と。い。ふ。こ。ろ。に
と。重。列。と。い。ふ。なり。

◎ 蘭

蘭。ら。に。錢。也。に。と。ん。と。通。フ。平。必。以。代。音。止

序文の検討

本書序文は、先述のように二件あり、第一は一丁裏全面に「享保十年三月大廉多田政伸」の銘を持つもの（挿図一参照）。これに続いて第二は二丁表一行から同裏五行にわたるものである。前者では、本書の性格、成立について述べ、著者を「恐神祇伯業資王之撰也乎」と推測している。前者の記述内容、また後者冒頭に内題があることなどから推して、おそらく後者が本書の原序であって、前者は享保年間に本書を書写した際に加えられたものと考えられる。

後者の全文は以下のようである。

和訓精要鈔

夫和訓者国之本語也假設漢字為／史者之便矣神代豈有漢字乎惟其／和訓者本而漢字者末也稗田阿礼／之傳于安麿者和語也安麿之受而／記者漢字也古來皆如此也而後之／学国風者以字害語者亦不少矣自／是神代之故実半随于異語之教也／可不亦歎乎先君伯三位深憂此道／之混于異教而就神代記和訓都／十有八卷題云和語解其書廣而雖／益学者無便于簡約矣今受其書據／其說而著精要抄二卷便于子弟也／後之採神紀者就此書究訓義則始／鹿子不違乎粗書事之端為叙

要旨は大略以下のように整理できる。

- ① (古) 語は和訓が「本」であり漢字は「末」である。

- ② これを誤解したために、正しい解釈が行われなくなっている。

- ③ 「先君伯三位」はこれを「深憂」し、「神代記」から和訓を集め、「和語解」十八巻を成した。

- ④ これは「益学」の書ではあるが「簡約」の「便」が無く、「精要抄」二巻を作った。

- ⑤ 「神紀」を読もうという後学はこの書に「就」いて、正しく解釈すべきである。

先ず、本書が「神代紀に見える古語」について述べたものとされてきたのは、この序文の記述（就中右記③⑤）に依るところが大きいのと思われる。しかし、問題がないわけではない。第一に本書序文（右記③にあたる部分）では「神代紀」ではなく「神代記」と記している点が考慮されなければならない。一般に「神代紀」は『日本書紀』の神代巻を、「神代記」は『古事記』巻上を指して用いることが多い。ただしこれは、特に両書を掲げて対比する場合などを除くと、必ずしも厳密に使い分けられているわけではなく、日本書紀神代巻を指して「神代記」とした例も散見する。（その逆、古事記巻上を指して「神代記」とした例はあまりないようであるが。）「紀」字と「記」字のいずれかの段階での誤記ということも当然考えられる所であるが、右記⑤では「神紀」としている点も併せ考えなければならぬであろう。仮に③「神代記」・⑤「神紀」が共に「日本書

「紀神代卷」を指すとすれば、「紀・記」両字の用いられ方に疑問を感じざるを得ない。また「神紀」という語自体も、「神代紀」と同意と見なしうるか否か疑問は残る。従って、本書序文の記述から、本書をそのままに「日本書紀神代卷から古語を集めたもの」とするには、「紀」字・「記」字の誤記あるいは交用および「代」字の有無についての誤記あるいは語の交用の双方を想定せねばならないことになり、即断はしがたいとしなければならぬように思われる。

次に、本書は先行する『和語解』なる書を抄出したものであるとの記述が注目される。これについては従来指摘されてきてはいないが、本書の成立及び性格を考える上で重要と言える。ただし、管見の限り、この『和語解』なる書の伝存は直接にも間接にも知られておらず、今後の課題として残るとしなければならぬ所である。

さらに、本書及び先行の『和語解』なる書の著作者についての記述である。③の部分の「先君伯三位」(『和語解』著作者)を本書序文傍注では「従三位伯仲資王乎」としており、これは本書著者を業資王とする前提に立っている。一方これまで本書は「資宗王」(業資王弟)の著とされているが、この点と本書序文の記述の関係も当然考えられなければならない。これまでの説では本書成立の背景に『和語解』なる書を考慮することが行われていない以上、改めて考察の要ありとしなければならぬ

い。

以上のように、いくつかの基本的な点に於いてなお考察の余地のある疑問は残るものの、序文に言う本書の目的・意図は、「(古)語は訓が本、漢字は末であり、訓を正しく解釈しなければならぬ」という発想に基づいていることは明らかである。本書掲載項目が、訓を真仮名書きで掲げ、語釈にあたる割り書きで、これに「合々字」として該当する漢字句の表記を示す形式になっているのも、訓を主に置く姿勢に基づくものであると言えよう。

この記述から見ても、本書は古語の正しい解釈に資することを意図して編纂されたもので、各掲載項目(訓)について、該当する漢字句や語源説などの記述を加えることはその手段として行われていると考えるべきであろう。つまり「古語を解釈し、その語源を説明したもの」と言っても、「解釈」が目的、「語源」の説明は手段の一つであり、序文に見える編纂意図からすれば、両者は並列とは言えず、また「語源を説く」ことを主としたものと見ることも難しいのではないか。

一方、先述のように、本書に見られる奥書六件のうち、冒頭の一件(建武二年・森義清)には跋文的な性格を持った内容が記されている。

これは「字訓者学者之要道書記之襟領也」と始まり、続いて「訓不明則義不通訓不正則事易謬也」と序文と同趣旨のことを

述べている。その後、「其論訓者何夫書也善哉乎」などとして『古事記』以下四点の「古書」の名を挙げてゐる。さらに依るべきものとして「家君在世之時」に「解十有八卷」を「著」し、「家兄伯公」がその「十之一」を「鈔出」して「精要二卷」を「為」した、と『和語解』及び本書成立の過程を述べている。この「家君」が仲資王、「家兄伯公」が業資王にあたるとすれば、この奥書を著した者が資宗王ということになる。本書の著者を資宗王とする伝はこの奥書の記述に発していることになり、成立の経緯と著者の関係のある程度整理して考えることができる。

本文掲載項目の検討

掲載項目全百五十五は、七門に分かたれて記されている。各門の掲載項目数にはかなり偏りがあつて、天象・十五、事令・十二、神號・二、地理・三十一、所名・五、人事・十九、雑事・七十、である。

掲載項目の様式（挿図二参照）は、

阿麻「合天字搏而訓阿女者依降雨也統読天地時ノ之類也高天

原天空天風皆訓阿麻」（天象・二裏七）⁹⁾

のように、大字で当該語句を万葉仮名で掲げ、続けて割書で該

当する漢字句を「合くく字」のように示し、掲載の訓の由来を述べる様式が基本である。

一部項目には、「古事記云訓天阿麻」などのように出典注記を持つものがあり、それらを出典別に概観すると、

日本書紀（日本紀、神紀） 八

古事記 六

万葉集 五

和語解（解） 四

和字解（和字、字解） 四

私云 三

四声韻切（四声） 三

古事記御注（御注） 二

国史 二

延喜御注 一

新撰万葉集 一

古語解 一

東云 一

説文 一

家君仲云説 一

家記 一

兼名云 一

先朝建保宣旨 一

のようである。この他、「古語」とする例が三あるが、これは特定の典籍を指すのではなく、漠然と「古語」と言ったものようである。

これらの中で「先朝建保宣旨」との記述を持つ項目があるが、これからすれば、本書（あるいは当該の項目記述）の成立は建保年間・順徳朝の次代、仲恭朝の承久三年（あるいは後堀河朝の貞応・寛喜頃）と推測することもできる。また「兼名云」の「兼名」は、これのみでは兼好祖父の兼名とも兼俱父の兼名ともとれるが、前者とすればほぼ同時代の成立と見ることも可能であろう。これは本書著者を業資王（あるいは資宗王）とすることとも年代的には大きくは矛盾しない。

一方出典の一つとして名が見える『和字解』を貝原益軒著作のそれ（元禄十二（一六九九）年自序）とすれば、成立は大きく降るものとしなければならない¹¹⁾。

出典注記にはなお検討を要する部分も残るが、これらを見ると確かに、『日本書紀』（神代卷）からの出典注記が数の上では最も多いものの、全四十六例中八例に過ぎず、本書が日本書紀神代卷からのみ古語をとったものではなさそうであることがわかる。

ただ出典注記を持つ項目は百五十五項目中四十六項目であ

り、これのみで判断することはできない。以下、本書掲載の項目が日本書紀神代卷からとられたものであるか否か、の観点を中心に、項目の具体的記述内容を見ていくこととする。

先ず『日本書紀』からとの出典注記を持つ八例であるが、

保之¹²⁾ 星（天象・三丁裏一）

於保宇那¹³⁾ 溟渤海（地理・六丁表五）

遠久奈¹³⁾ 童男（人事・八裏四）

以呂止¹³⁾ 弟（人事・八裏六）

多比¹³⁾ 鯛（雑事・十一裏八）

の六例については日本書紀神代卷諸伝本に、当該の掲載漢字句について、掲載の和訓にあたる訓の加点を確認できる。

しかし、

也之呂¹⁴⁾ 社（地理・六丁裏六）

宇末比土¹⁴⁾ 君子（人事・八表六）

については、管見の限り、出典と思しい例を日本書紀神代卷諸伝本に見いだすことはできず、問題が残る。

前者については、訓の側か見てみると「ヤシロ」の訓を持つ語句を神代卷諸伝本に見いだすことはできない。また本文漢字

句の側から見てみると、神代卷本文では「社」字の用例は「久斯社志」の万葉仮名による訓注表記（被注本文「挿籤」（神代卷上・宝鏡開始章一書第三）の一例のみであり、本書掲載項目の出典には該当しない。ただし卷三以降¹⁵では「天香具山社（アマノガゴヤマノヤシロ）」（卷三・神武天皇即位前紀）、「天社（アメノヤシロ）」（同前）など、「社（ヤシロ）」と訓む例を少なくとも三十例拾うことができる（他に「社禊（ヤシロ）」が十八例）。

後者については、「君子」の本文字句は神代紀卷上下には見えず、また「ウマヒト」の訓の例も諸伝本には見えない。しかし卷三以降では「君子」の本文字句の例は、卷十五顕宗天皇即位前紀、卷十八宣化天皇即位前紀、卷十九欽明天皇二十三年の三例を拾うことができ、三例共に寛文九年版本をはじめ諸伝本に「ウマヒト」の訓を見ることができ。

この二例があることから、「日本書紀」の出典注記を持つ項目は、神代卷上下のみでなく、卷三以降も含めた巻から引かれている、と考えるべきであることがわかる。

なお残る一例、

比等Ⅱ「該当漢字句の記述無し」（人事・八表一）

は、割り書き記述の中に日本書紀神代卷「蒼生」の漢字句（卷

上四神出生章・一書第十一など）と「阿於比等久左」の訓を掲げたもので、掲載項目見出しの「比等」が直接日本書紀神代卷から引かれた事を示している例ではない。

「日本書紀」の出典注記を持たない百四十七の掲載項目について以下に見てみる。

先ず、「阿麻Ⅱ天（天象・二丁裏七）」以下の五十八項目については、当該の訓を持つ本文字句が日本書紀神代卷諸伝本の上に確認できる。これらの中には、他書からの出典注記を持つ項目が二十一含まれる。

なお「尔之Ⅱ西（地理・五裏三）」の一例については、該当すると思われる箇所（卷下・神皇承運章本伝）の「西」字について訓を持つ伝本が管見の限り無いが、「ニシ」の訓は当然考えられるところであって、これを加えれば五十九項目について確認できることになる。

一方以下の五例は、神代卷本文中に該当する本文字句はあるものの、諸伝本の訓を見る限り、「↓」以下に示したような異なる訓しか見いだせないものである。

都由多知Ⅱ一日（事令・四裏三）↓ヒトヒ

比加之Ⅱ東（地理・五裏二）↓ヒムカシ、ヒンガシ

美曾左武左井Ⅱ鶴鶴（雑事・十表五）↓ニハクナブリ等

反鼻Ⅱ蛇（雑事・十一表四）↓ヲロチ、クチナハ

奴可津久_二拜(雑事・十三裏二) ↓ラガム

さらに以下の十一例は、神代紀諸伝本に掲載項目と同じ訓は見いだせるものの、その訓が注された本文漢字句としては、「↓」以下のような、本書に見られるものと異なる文字あるいは異なる語形しか見いだせない例である。

伊波保_二巖(地理・六裏五) ↓右
 宇祢_二畝・畦(地理・七表五) ↓畝丘・畔ア・アゼ
 加波字知_二(所名・七表九) ↓凡河内直
 也末之呂_二山代・山背(所名・七裏二) ↓山代直
 遠知_二伯叔父(人事・八裏三) ↓翁
 伊奴_二犬(雑事・十表八) ↓狗
 保太留_二蛩(雑事・十一裏二) ↓蛩火光神
 左香木_二榊(雑事・十二裏四) ↓眞坂木
 加也_二榧(雑事・十二裏五) ↓栢
 須々幾_二薄(雑事・十二裏九) ↓野薦
 多弓_二楯(雑事・十三表五) ↓楯作者

これら計十六例については、「東」字についての「ヒガシ」「ヒムカシ・ヒンガシ」の例はともかくとしても、残る十五例については、日本書紀神代巻から引かれたものと考えられることは

難しいように思われる。

また以下の三例については、神代紀本文では当該の本文漢字句を含み関連は認められるものの、「↓」以下に示したような異なる語形の漢字句しか見いだせず、しかも神代紀諸伝本を見る限り掲載訓とは異なる訓しか見られないものである。

豆由_二露(天象・四表三) ↓顕露・アラハニ
 豆久太_二佃(地理・七表四) ↓田佃・ミタ
 加利加祢_二鴈(雑事・十表三) ↓川鴈・カハカリ

以上を除いた残り項目六十九は諸伝本に見られる訓としても、また本書に「合々字」として掲げられた漢字句としても、日本書紀神代巻には見いだせないものである。

これらには、例えば「雑事」門に掲げられた項目中の物名「伊多知_二鮠」「世美_二蟬」「加_二蚊」「美々須_二蚯蚓」「布那_二鮒」などのように、日本書紀神代巻の記述内容に登場しないことが一瞥しただけでも明らかなものも含まれている。

このように見てくると、出典注記のない項目についても、これを全て日本書紀神代巻から引かれたものと見ることはできないと言つてよいと思われる。

この残る六十九項目について、日本書紀神代巻ではなく卷三以降の本文および諸伝本に見える訓との関係の可能性を以下に

概観する。ただし、「止利井（地理・七表六）」など四項目は、割り書きに「合くく字」として掲げられるべき当該の漢字句の記述が不明確で、日本書紀卷三以降の本文と対比し得ないため、ここではこれを除いた六十五項目を考える。

この六十五項目のうち「之茂ニ霜（天象・四表一）」など二十七項目は、日本書紀諸伝本に見える訓と該当の本文として確認できる。しかし、「於呂之ニ風（天象・三裏五）」など二十五項目は、管見の限り日本書紀諸伝本中に該当する本文と訓読を確認できない。

従って、日本書紀神代巻のみではなく、全三十巻を考えれば、本書掲載項目のかなり多くの部分との関連を想定できることになるが、全く関係を見いだせない例がなお二十五あり、卷三以降を含めて考えても日本書紀のみに依ったものと本書を見なすことにはなお無理があると言つてよいであろう。

なお残る十三項目のうち十二項目は、

- 久母為ニ天雲（天象・三表四） ↓アマツクモ
- 以津ニ何時（事令・五表二） ↓イツレノトキ
- 奴ニ沼（地理・五裏十） ↓イケ
- 末知ニ町（地理・六裏八） ↓トコロノ坊・マチ
- 布久呂字ニ梟（雑事・十表六） ↓クシサス
- 比都之ニ羊（雑事・十裏七） ↓カマシシ

世美ニ蟬（雑事・十一表三） ↓カサリクシ

古為ニ鯉（雑事・十二表三） ↓コヒ

字免ニ梅（雑事・十二表十） ↓クチキ

阿布美ニ鏡（雑事・十三表七） ↓ツホ

加武止ニ鰲・冑（雑事・十三表九） ↓甲冑・ヨロヒカフト

寸末布ニ相撲（雑事・十三裏三） ↓スマヒ

であり、管見の限りでは、本書に掲げられた訓と漢字句の組み合わせとは異なる語形の例しか日本書紀諸伝本中に見いだし得ないものである。

これらのうち、「布久呂字ニ梟（雑事・十表六） ↓クシサス」「世美ニ蟬（雑事・十一表三） ↓カサリクシ」「字免ニ梅（雑事・十二表十） ↓クチキ」は、日本書紀諸伝本中での当該例の本文漢字句の意味用法が、本書掲載の訓とは異なる例⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾であり、書紀から当該の漢字句の用例を引く限り、本書掲載項目のような訓を充てるとは考えにくいものと言える。

また「加武止ニ鰲・冑（雑事・十三表九）」については、日本書紀諸伝本では「甲冑（ヨロヒカフト）」（卷二十八・天武天皇元年五月）という例しか見いだし得ず、本書掲載項目の記述と直接には対応しないと見て右に掲げた。「鰲」字「冑」字は共にいわゆる「かぶと」の意であるが、「鰲」字の用例は日本書紀にはない。また「冑」字単独の用例は「冑（ヤカラ）」（卷

三・神武天皇即位前紀己未年八月」と異なる意で用いられた例が見えるのみである。「甲」字に「カプト」の訓を充てた例は日本書紀書諸伝本中にいくつも見える。このように考えると、この「加武止」の項目も、日本書紀から直接に引いたものとは考えにくいと言えるであろう。

残る一例は特殊なものである。

久知Ⅱ鷹（雑事・九裏十）

己 これは、日本書紀卷十一・仁徳天皇四十三年九月条の、「鷹」字についての、「百濟俗号此鳥曰俱知」という百濟語注記の方葉仮名表記「俱知」から引いたものと考えられる¹⁹。ただし、本書のこの項の割り書き記述は「合鷹字」と当該漢字を記すのみで、他の説明記述はない。この訓が右に挙げた仁徳紀の当該箇所から引かれたものであれば、百濟語由来であることを述べても良いようにも思われ、やはり疑問は残る。

掲出の意図

右に見てきたように、本書掲載項目は、訓から見ても当該の本文漢字句から見ても、日本書紀神代巻との関係は想定し得るものの、それのみから抽出されたものとは考えがたく、また仮に卷三以降も含めた日本書紀全三十巻を考えても、やはり同様

に、関係が指摘し得るのみで、全面的に依ったものとは考えがたいとしなければならない。

従って、『日本書紀（神代巻あるいは全巻）』と本書の関係を、『日本書紀』と『釈日本紀』、『万葉集』と『万葉集抄』の関係に併置して考えることも難しいとしなければならない。

煩を厭うて一々の検討を掲げることが省略するが、日本書紀以外のいくつかの古典籍について、同様に関係を想定し得るものがあると思われ、おそらく本書は、特定のものではなく、複数の古典籍にわたって広くその掲載項目を拾ったものと見なすべきであろう。

では本書掲載項目は、どのような意図で蒐集されたのであろうか。

このことを考える上で端的なのは、前節の検討でも触れた「久知Ⅱ鷹」（雑事・九裏十）の例である。前節ではこれと仁徳紀に見える百濟語注記との関連を述べた。この当否は措くとしても、「鷹」を「くち」とすることは院政時代頃の和歌の用例として、

紫野み狩はゆゆしま白なるくちの羽がひに雪ちろほびて

『永久四年百首』（源俊頼ら・一一一六年）冬

さぎす鳴くすだ野に君がくちすゑて朝ふますらんいざ行

きて見ん

『散木奇歌集』(源俊頼・大治三(一一二八)年)春

などが知られており、百済語由来と意識されていたかどうかは別にしても、ある程度行われていたようである。しかし用例は必ずしも多くはなく、広く用いられていたとは考えにくいとしなければならぬ。そのような語を取って訓として掲載語句に取り上げたのは、おそらくこれが「正しい解釈」の難しい語として認識されたからではないだろうか。つまり本書掲載項目の蒐集意図は、このような難解な「古語」に「正しい解釈」を示すことであつたのではないか。

この観点で改めて掲載項目を一瞥すると、例えば、

阿麻二天一(天象・二裏八)
 宇那二海一(地理・六表三)

などのように、変化形の併存する語について、一方のみを掲げる項目があることが目に付く。本来これらの語を単独で掲げるのであれば、当然「あめ」「うみ」を先ず掲げることが想定される。しかしこれらは単独で考えれば必ずしも解釈の難しい語ではない。一方で、語形の異なる「あま」「うな」も同じ意であることを考え併せると、掲載に値すると意識されたのではな

いだろうか。

「阿麻」の項の割り書きには「轉而訓阿女者依降雨也統読天地時之類也」と「あめ」の語形との関係がその語源説と共に述べられ、「阿麻」が元々の形、「阿女」が「転」じた形と説明されている。同様に「宇那」の項にも「本語宇奈一轉云宇美」と「うな」と「うみ」の関係が述べられ、見出しに立てられた「宇那(奈)」を「本」、「宇美」を「転」としている。

これらからは、同意の異なる語形を持つ語について、その関係を示し、「本」を掲載項目に立てることで正しい解釈に資するものとしようという意図が見て取れるのではないだろうか。

特に、ここで述べられている異なる語形の「本」と「転」の違いは、その訓が該当する漢字が同一である以上漢字からでは理解できないことになる。これは、先に見たように本書序文が、漢字ではなく訓が正しい解釈には重要である、とする姿勢が具現した例と考えることができ、本書の掲載項目の取捨の意図として首肯できるところである。

附記の検討

先述のように本書末尾には「和語鈔ぬき書」と題する附記があつて、十六丁表一行から十八丁表七行まで十一項目が記され、末尾に簡単な一文が添えられている。記述形式(挿図三参照)は、

○戀 古意也からの詩文にも古意と云題にて……(中略) ……
 ……かやう成を属字訓とはいふなり(十六裏二一六)

のように、先ず漢字句を掲げ、これに「くも也」として真仮名(または平仮名)書きの訓を示し、その由来を漢字平仮名交じり文で記した後、「かやう成を……」「此たくひを……」としてその訓を類別して締めくくっている。

己 全項について、見出し漢字句、仮名書き訓、類別を掲げると以下のようである。

浦 戀 古意 属字訓
 克 君 木身 重訓
 杉 蘭・錢 らに・せに 音止訓

笏 柙 他字訓

鏡 考神 (類別記述無し)

紅 吳藍 二重和訓

唐 から 別義訓

史 不比等 假名字訓

搔練 かいねり 中字通訓

腹帯 はらおひ 切音相通訓

磐石 (常磐磐石) ときわかきは 約字訓

現代の感覚からすれば、類別の方法や命名、その説明に附会とも思えるような内容も含まれ疑問を禁じ得ない部分も存在する。しかし本書編纂当時にあつて、何らかの意図を持って掲げられたものであることは想像に難くない。

附記にはさらにこの後に、

此外比訓義訓等さま／＼あれとも／＼各其訓の註にしるしぬれはこゝに／＼もらし侍ると云々

との記述があつて終わる。

この末尾記述では「此外の訓」は「其訓の註」に記したとす。これが本書掲載項目の割り書きのことを指しているのか、あるいは『和語鈔』なる書の記述をそのままここに記したもののかは、俄には決めがたいが、この記述が「ぬき書」と題していることを考えると、掲げられた十一項目は全てではなく、本書のこの箇所引くにあたつて十一のみを摘記して例示としたものなのであろう。

では敢えて本書がこのような訓の類別にあたるような事柄を、このような形態でここに引く意図は奈辺にあるのであろうか。

想像の域を出ないが、これはおそらく、本書本文の掲載項目

が「抄出」されたものであるとの意識と一体なのであろう。何らかの古典籍について、その難解な語句を抽出し、注釈を加えて解釈の助けとする意図で編まれた書としては、その意図に該当する語句を網羅することが望ましいと意識されるはずである。しかしその煩を厭い、抄出して小冊を編もうという場合には、むしろ典型例を精選して的確な注釈を加えることで、抄出に漏れた語句についても利用者の応用を期待することになるであろう。そのような場合、その典型例を利用者にわかりやすい形で類別して示すことも大きな意味を持つと思われる。本書が敢えてここに見た内容のような附記を加えた背景としてそのような意図を想定することができるのではないだろうか。

そしてそれは、序文に述べられた訓と漢字についての基本的な姿勢に基づく「正しい解釈」を示そうとする著者の意図に合致するものと言えるであろう。

まとめ

以上見てきたように、本書は、従来言われてきたような『日本書紀』神代巻に見える古語を集めたものとは考えにくく、『日本書紀』全巻から古語を引いたものと見ることも難しいことが明らかになった。むしろ本書は特定の古典籍に対応しているのではなく、いくつかの古典籍から訓の典型例を抄出し

たものと考えるべきであって、編纂意図も掲載語句の語源の解説にあるのではなく、読者の古典籍に対する「正しい解釈」に資することにあつたと思われる²¹⁾。

本稿では今般新出の一本についてのみの考察から右のような結論を得たが、今後、既知の現存伝本についても併せて検討する必要がある²²⁾。

また本書と類似の、辞書様の体裁を持つ著作物は、『日本書紀』（本文・和訓）との関係が想定されるものに限っても多くが知られている。これらについても、記述内容と該当する『日本書紀』の本文（あるいは訓）との対応関係を考えることで、その性格や編纂意図などを明らかにしていくことができるであろう。そしてそれは、『日本書紀』自体がどのように「読」まれてきたか、に密接に関わるのであって、『日本書紀』諸伝本に見える訓読を考えて行く上でも重要な役割を果たすものと思われる。

いずれにしても、今後の大きな課題としておきたい。

註

- (1) ここで取り上げる写本は後述のように内題「和訓精要鈔」、外題に「和訓精要抄」するが、本稿では既知の伝本『和訓精要抄』と同一書と見なし得ると考えた。また『国書総目録』（補訂版・平成二年・岩波書店）では『和語精要』と題する数本も

同一書としているようである。

(2) 『国書総目録』(同前)では、「二巻一冊」として「語彙」書に分類、著者を「白川業資王?」とし、宮内庁書陵部、天理図書館吉田文庫、無窮会神智文庫をはじめいくつかの大学など計八件の蔵書を掲げている。『和語精要』については慶大斯道文庫など二件を掲げる。

(3) 例えば『日本辞書辞典』(平成八年・おうふう)では、『神代紀』に見られる古語を解釈しその語源を説明した書。2巻1冊。編者は白川資宗王か。／【内容】1243(寛元元)年以前の成立と伝えられるが、後の偽書の可能性もある書。古語の語源解釈に下部懐賢の『釈日本紀』や仙覚の『万葉集抄』等の内容と相通じる点があると言われる。写本は天理大学(下部兼雄写、1758(宝暦8)他がある。(金子彰)(原文横書き)と、川瀬博士の御著を踏襲して述べている。

(4) 記載内容は読み取れるものの、褪色があつて何れのものか判然としない。

(5) 本稿では敢えて他の伝本を取り上げることしなかったが、本書と比較的近しい関係にあると思われる天理図書館吉田文庫蔵本(宝暦八(一七五八)年・吉田兼雄書写)とあまり隔たらない時代のものが見なして良いのではないか、との感触を持っている。

(6) 本書に見える用字は、上代文献資料に見えるそれとは異なると思われる箇所がいくつかあるため、敢えて「万葉仮名書き」とはせずに「真仮名書き」とした。

(7) 先掲(3)書など。

(8) 後述のように本書掲載項目の記述の出典注記にも『和語解』の書名が見える。さらに本書には先述のように「和語鈔ぬき書」と題する附記があり、この『和語鈔』なる書も併せて考える必要がある。これら二書について『国書総目録』(同前)には記載が無く、『和語鈔ぬき書』の名が「和訓精要抄の付」として

載せられているのみである。従つて、『和語解』と『和語鈔』及び本書の関係もお不明とせざるを得ない。

(9) 以下掲載項目の位置は、門名の後に二丁裏七行を「二裏七」のように略記して示す。

(10) 省略表記などによって、同一書と思しいものについて複数種の名が見られるが、これらについては(一)内に別名を掲げた上でまとめて計数した。

(11) 益軒作のそれとは別の書の存在、先行する『和語解』記載の出典注記をそのまま引いたものと本書成立時に新たに加えた出典注記の両者が混在する、転写の過程で出典注記の増補が行われた、など考えることはできるが、いずれにしても問題は残る。

(12) 以下、「掲載項目見出しの真仮名書き語句」＝「割り書きに「合々字」として挙げられた漢字句」(掲載項目の門・掲載項目の位置)、のような形式で示す。

(13) 「ヲグナ」の訓が充てられている例は一例で、当該の箇所は日本書紀神代卷諸伝本の多くでは「小男」(卷上・宝剑出現章一書第七)となっている。ただ当該箇所を「童男」とする伝本も皆無ではないため、敢えてここに加えた。

(14) 以下日本書紀神代卷諸伝本としては寛文九年版本を下限とする諸本を考察の対象とした。本書成立についてなお疑問が残る以上、考察の対象とする日本書紀諸伝本の範囲もお慎重に考えなければならぬが、寛文九年版本が、中世頃までに成った諸本に見える訓読を反映したものと考えられ、一時期を画した存在となっており、広く流布していることなども併せてこれを下限とした。

(15) 卷三以降およびこれも含む全巻の日本書紀諸伝本についても同様、寛文九年版本を下限として考察の対象とした。

(16) 「臬」字は、日本書紀本文では固有名の一部として用いられた例が二十一ある他、二例が卷二十一崇峻天皇即位前紀に相前

後して「斬之八段散梟八國」「臨斬梟時」のように用いられ、共に「クシサス」とする訓が諸伝本に見られる。いずれにしても鳥類の「フクロウ」の意で用いられたものではない。

(17) 「蟬」字は卷二十五孝徳天皇大化三年是歳条に「七色一十三階之冠」の「七・建武」について述べた部分で「形似蟬」と一例のみが見え「カサリクシ」の訓が諸伝本に見える。これも昆虫の「セミ」を直接に指して用いられた例ではなく、「セミの形に似た飾り櫛のような形状の鈿」のような意で用いられている。

(18) 「梅」字は万葉仮名としての用例が三十六、固有名の一部としての用例が二ある他、卷二十八天武天皇(上)元年七月条に「銜梅穿城劇入管中」と用いられ「クチキ」の訓の例が見える。これは「人馬の口に箸状の木片を挟み、無音で進軍する」という場面で、樹木の「ウメ」の意で用いられた例ではない。

(19) 仁徳紀の用例「俱」字について、本書では「久」字としている点も疑問である。本書の真仮名の用例には「俱」字は見えない。

(20) 先の「序文の検討」の項で述べたように、本書奥書六件の第一に見える跋文的な記述では、本書が「(和語)解」の「十之一」を「抄出」して「為」ったものであるとしている。

(21) 序文の記述などからすれば、古典籍類から直接ではなく、『和語解』なる書を介して抄出したということになる。『和語解』自体が、解釈上問題になる語句を網羅的に集めたものなのか、それらを何らか精選・整理したものなのかは、ここでは判断しかねる。

(22) 正しく解釈されるべき古典籍の一つとして『日本書紀』神代巻が強く意識されていたであろうと考えられることは言うまでもない。

(23) 既にいくつかの伝本については概略の調査を終えているが、紙幅の関係もあり、本稿では「新出の一本」についてのみ考察

の対象とした。ただ既に調査し得た限りでは、他の伝本についても、本稿に述べた事項に矛盾しないとの感觸を得ている旨のみ附記しておく。

(平成十五年十月二十九日受理)

A Study of *Wakunseiyosho*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

It has been said that *Wakunseiyosho* was a pamphlet of the description model like a dictionary and was written around the 14th century. As for this book, the existences of the plural manuscripts were known. According to precedence researches, the descriptions in this book quoted the Chinese characters and the diacritics from the first two books of *Nihonshoki*. Furthermore, this book has been conceivable that it explained the origin of the words and phrases of the diacritics in the first two books of *Nihonshoki*, like *Shakunihongi*.

However, last year I discovered a new manuscript of this book.

In this manuscript, all of the descriptions were not quoted from the first two books of *Nihonshoki*. There were much descriptions that were not based on the Chinese character words and the diacritics in the first two books of *Nihonshoki*. Accordingly, this book was quoted not only from the first two books of *Nihonshoki*, also from the preface and the articles of this manuscript, the intention of the author differs from the explanation of origin. And this book was not an annotation on the first two books of *Nihonshoki*.

Accordingly, the precedence views on this book were incorrect.